

番 号	24請願第15号 (即 決)
受理年月日	平成24年11月30日
件 名	「空襲被害者等援護法 (仮称) の制定を求める意見書」について
提 出 者	墨田区所在 全国空襲被害者連絡協議会 代表 星野 弘
紹 介 議 員	岩見 大三、栗原 健治、嶋崎 英治
要 旨	
<p>〔請願の趣旨〕</p> <p>政府に「空襲被害者等援護法 (仮称) の制定を求める意見書」を提出してください。</p> <p>〔理由〕</p> <p>さきの大戦から67年が経過した今日まで、空襲被害者や艦砲射撃、沖縄地上戦などでの民間人被害者への救済、補償はなく、放置されている一方で、軍人・軍属には戦後累計52兆円に上る国費で年金、恩給が支給されています。この不条理な差別を正すために全国空襲被害者連絡協議会を結成し、裁判 (最高裁で審理中) と「空襲被害者等援護法」 (仮称) の立法化を目指して努力しています。</p> <p>さきの大戦での空襲、艦砲射撃による甚大な被害は、200都市を廃墟にし、死者推定50万人など、被害は全国に及びました。東京では推計10万人を大きく超える死者、市街地の約70%が廃墟となり、被災者は300万人に上りました。</p> <p>焼夷弾による無差別爆撃で烈風烈火の中を逃げ惑い、橋上や路上で折り重なるようにして窒息死したり、熱さに耐えられず川に飛び込み、川面は溺死体で埋め尽くされるなどの惨状となりました。</p> <p>多くの被害者は、この空襲で障がい者となり、今も入退院を繰り返している人、両親、兄弟を亡くして孤児となり、路頭に放り出された人など筆舌に尽くせない悲惨な体験を引きずって今も生きています。被害者は高齢化し「このままでは死ぬに死にきれない」と、孫子の代に戦争の惨禍を繰り返さない平和な日本を手渡そうと頑張っています。</p> <p>国は、凄惨な空襲の実相を後世に伝える諸資料の積極的な管理や活用もせず、空襲被害の追跡調査や空襲死者、被害者数などの調査もされず放置され、空襲資料館すら</p>	

ありません。

国際的には、先進国の多くは軍人・軍属と民間人との区別なく等しく救済、補償されています。

今、空襲被害者の救済と補償を求める運動に支持と共感の声が広まっています。マスコミの報道では、最近NHKの「東京空襲67年、遺族たちの叫び」の報道や被害者の体験報道などが続き、東京高裁判決後は「辛苦67年消えぬ苦しみに補償を」（毎日新聞）、「国、できるところから援護を」（朝日新聞）、「人道主義で立法を急げ」（東京新聞）など、主要各紙で報道されています。

国会では、超党派の「議員連盟」が結成され、6月13日「立法案要綱」を確定し、多くの賛同が得られるよう国会内外で活動を進めています。

また、長崎県の佐世保市議会では、意見書を議決し国会に提出しました。貴議会におかれましても、ぜひ議会で意見書の採択をしていただきますようお願い申し上げます。